平成２５年（フ）第８０５８号
千葉県佐倉市大崎台３丁目16―19
破産者　宮嶋加代子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５９号
神奈川県川崎市高津区北見方１丁目17―２
破産者　茂野　秀子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４１４号
東京都文京区水道２丁目５番12号
破産者　東興業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３号
愛知県田原市江比間町東深沢５番地
破産者　有限会社ラスタ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８２０号
北九州市小倉北区西港町94番地の９中央卸売市場水産棟32
破産者　有限会社岡正食品
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６号
岐阜県本巣郡北方町柱本南３丁目20番地
破産者　藥丸　　哲
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４９号
岐阜県各務原市蘇原旭町２丁目50番地１
破産者　大前電計装こと　大前　賢二
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７０号
岡山県津山市志戸部678番地７
破産者　吉井　一夫
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第７１号
岡山県津山市小原105番地４、破産手続開始時の住所岡山県津山市小原111番地３
破産者　吉井　敏子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９７１号
広島県安芸郡府中町柳ケ丘７番16号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町新地１番29号
破産者　大濵　眞二
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７２号
広島県安芸郡府中町柳ケ丘７番16号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町新地１番29号
破産者　大濵富美子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２１号
北九州市小倉北区馬借１丁目８番８号
破産者　岡本　昭彦
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０６号
福井県越前市家久町第102号18番地
破産者　石川港一郎
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
福井県越前市戸谷町第75号11番地
破産者　福岡　亮三
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
滋賀県長浜市八幡東町258番地　Ｓ―ＡＲＫ５―103号室、開始決定時の住所滋賀県長浜市鐘紡町１番２―1001号
破産者　吉田　三郎
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
鳥取県米子市陰田町675番地９
破産者　ジー・プランこと　大原　　毅
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１１６０号
北海道千歳市富士２丁目６番４号　パレスＯＨＫＡＮ202号
破産者　工藤　　隆
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月８日午前11時30分
平成26年８月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
福井県鯖江市水落町４丁目17番５号　ＫＢセーレン社宅Ｃ―204、旧住所兵庫県川西市萩原１丁目10番15―308号
破産者　福井　宏明
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月28日午前11時20分
平成26年８月５日
福井地方裁判所民事部破産係